

広島県告示第百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成三十年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
なかはま ハートクリニック 訪問看護ステーション ヒノキ	府中市高木町六五八番一号 東広島市西条中央五丁目七番八 ―二〇三号	平成三〇年一月一日